

## 新型コロナウイルス感染症患者の本県の発生状況について（26 例目）

令和 2 年 4 月 8 日

本県において、本日（4 月 8 日）19 時頃に、県保健環境センターの検査により、新型コロナウイルスに感染した患者が確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生が確認されたのは、県内では 26 例目です。

本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っております。

### 【患者の概要（26 例目）】

- 1 年代：30 代
- 2 性別：男性
- 3 居住地：下野市
- 4 症状、経過
  - 4 月 3 日 発熱（37.8 度）あり。
  - 4 月 4 日 発熱（37.8 度）及び頭痛あり。
  - 4 月 5 日 平熱（36.5 度）であるが、痰及び鼻水あり。東京都内の事業所に陽性者がいたことから、県南健康福祉センター（以下、「センター」という。）に相談。事業所を管轄する保健所において当該陽性者の濃厚接触者とはなっていないことから、センターにおいて健康観察を実施。
  - 4 月 6 日 平熱（36.8 度）であるが、咳及び味覚障害あり。
  - 4 月 7 日 痰、咳、頭痛及び倦怠感あり。
  - 4 月 8 日 事業所から隣席の同僚が陽性となった旨の連絡があったことから、本人がセンターに連絡。センターから帰国者・接触者外来を紹介、受診。検体回収。PCR 検査の結果、陽性であることが判明。今後、県内の医療機関に入院予定。
- 5 行動歴
  - 4 月 3 日 事業所に出勤（マスク着用の上、公共交通機関にて移動。職場ではマスク着用なし。）
  - 4 月 4～8 日 自宅にて過ごす。
- 6 濃厚接触者等について
  - ・ 濃厚接触者等については、現在調査中。
  - ・ 受診した医療機関では適切な感染防御対策を講じていたため濃厚接触者にあたる者はいない。
- 7 公表の考え方について
  - ・ 感染症患者の発表に当たっては、感染症のまん延防止に必要な情報と患者のプライバシーのバランスを図る必要があると考える。
  - ・ 感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期（4/3 以降）の行動歴等については、感染症のまん延防止のために必要な範囲で公表することとした。
  - ・ 一方、感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期（4/2 以前）の行動歴等については、感染症のまん延防止に資するものではないと考えるため、公表は差し控える。

#### ◆県民の皆様へ

- ① 県民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の手洗いや咳エチケットなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- ② 次の症状がある方は、県広域健康福祉センター又は宇都宮市保健所の相談窓口（帰国者・接触者相談センター）に御相談ください。

- ・ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

- （解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

御相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を御紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

- ③ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集まることを避けてください。
- ④ 発熱等の症状がみられるときは、会社等を休み、外出は控えてください。
- ⑤ 感染症情報の詳しい内容は、栃木県庁ホームページに情報を掲載していますので、御確認ください。

#### ◆報道関係の皆様へ

本情報提供は、感染症予防啓発のために行っているものです。

報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。